スポーツ少年団 Web 登録 手続きマニュアル

2015年12月

公益財団法人日本体育協会 日本スポーツ少年団

目次

1.	はじめに Web登録システム運用にあたって・・・・	1
2.	登録手続きの流れ(全体)・・・・・・・・・・・・・・	2
3.	単位スポーツ少年団の登録手続き ・・・・・・・・・	3
4.	市区町村スポーツ少年団の登録手続き・・・・・・・・	5
5.	都道府県スポーツ少年団の登録手続き・・・・・・・・	8
6.	よくあるご質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11

別添資料

- ・単位スポーツ少年団登録手続きの流れ
- ・市区町村スポーツ少年団登録手続きの流れ
- ・都道府県スポーツ少年団登録手続きの流れ

本マニュアルは登録手続きの基本的な流れを示したものです。 今後、「団員・指導者の追加」などの機能を追加いたします。 システム改修終了後、速やかにご連絡いたします。

1. はじめに Web 登録システム運用にあたって

平成 28 年度からのスポーツ少年団登録は、これまで単位スポーツ少年団(以下「単位団」 という)及び市区町村スポーツ少年団が登録用紙を用いて行っていた登録手続きを、全て スポーツ少年団登録システムを用いた Web 登録に切り替わります。

スポーツ少年団登録システムは、平成14年度から運用が始まり、単位団から市区町村ス ポーツ少年団を通して提出された登録用紙を都道府県スポーツ少年団において登録システ ムに入力し、都道府県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団が単位団の登録管理のため に使用してきました。登録システムの導入により、それまでの単位団、市区町村スポーツ 少年団、都道府県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団において、全て登録用紙のみに よる管理を行っていた頃に比べると、全国のスポーツ少年団を一元的に管理することが可 能となり、登録状況の検索や集計などが容易に行えるようになりました。

その一方、単位団から市区町村スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団から都道府県 スポーツ少年団の段階では登録用紙を用いた登録手続きが引き続き行われたため、都道府 県スポーツ少年団における登録システムへの入力作業量が膨大であり、登録手続きに多大 な時間を要していました。加えて、単位団が登録システムにアクセスできない仕組みであ ったため、登録情報の変更や、団員の追加などの管理が煩雑となっている状況もありまし た。

平成 28 年度からの Web 登録への切り替えにより、単位団自らが登録状況の確認や変更 を行うことが可能となり、登録用紙を取り寄せ、記入する必要がなくなります。また、前 年度に登録した情報を次年度に転用することができるため、登録を更新する際の手続きが 容易になります。

さらに、一つの登録システムに単位団、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少 年団及び日本スポーツ少年団がアクセスできるようになるため、より効率的な情報管理が 可能となります。

総務省発表の「平成 26 年通信利用動向調査」によると、平成 13 年に 46.3%だったイン ターネット利用者の割合は、平成 26 年には 82.8%(推計 1 億人)となっており、広くイン ターネットが普及している状況です。

Web 登録手続きに関しては、代表指導者だけでなく、日本スポーツ少年団より個別にお 知らせする「ユーザー名」及び「パスワード」を入力すれば、育成母集団や団員の保護者 の皆さまも、登録システムにアクセスできる仕組みとなっております。

平成 28 年度からの Web 登録への切り替えに伴い、単位団、市区町村スポーツ少年団、 都道府県スポーツ少年団をはじめとする関係の皆さまには、ご負担をおかけすることとな りますが、何卒ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

2. 登録手続きの流れ(全体)

スポーツ少年団登録の手続きは、「スポーツ少年団登録規程」及び「スポーツ少年団登録 規程施行細則」に定められているとおり、単位団が市区町村スポーツ少年団に申請し、そ の後、都道府県スポーツ少年団を通して、日本スポーツ少年団に登録申請を行うものとし ています。

Web 登録による手続きは、単位団が Web 登録システムに入力した情報を市区町村スポー ツ少年団が同システムで確認後、単位団に対して E メールにて登録料の請求を行います。 登録料の受け渡し方法はこれまで通り市区町村スポーツ少年団が定める方法となります。 市区町村スポーツ少年団が都道府県スポーツ少年団に行う登録手続きや、都道府県スポー ツ少年団が日本スポーツ少年団に行う手続きも同様に Web 登録システムを利用して行うこ ととなります。

基本的には、平成 27 年度まで行っていた登録用紙を用いた登録手続きの流れと変わりは ありません。紙ベースで行っていた登録手続きが、Web 登録システム上での入力に変更さ れたとお考えください。

次項以降で、単位団、市区町村スポーツ少年団及び都道府県スポーツ少年団が行う手続 きについて、ご説明いたします。

【登録手続きの流れイメージ図】



[※]新規スポーツ少年団の登録手続きについては、市区町村スポーツ少年団がユーザー名とパスワードを発行します。

3. 単位スポーツ少年団の登録更新手続き

(単位スポーツ少年団登録手続きの流れ参照)

単位スポーツ少年団の登録手続きは、以下の流れで進みます。

| | ①スポーツ少年団登録システムにログイン→②単位スポーツ少年団情報を入力→

3指導者の登録→④団員の登録→⑤入力完了→⑥登録申請→

「⑦スポーツ少年団登録確認→⑧最終確認画面→⑨登録料請求メールの受信→

Ⅰ ⑩登録料の支払→⑪登録完了

①スポーツ少年団登録システムにログイン

スポーツ少年団システム(<u>https://www.jjsa-entry.jp</u>)にアクセスし、3 月頃に日本スポ ーツ少年団から通知されるユーザー名とパスワードを利用し、ログインします。

_ _ _ _ _ _ _

②単位スポーツ少年団情報を入力

「単位スポーツ少年団修正」画面にて、以下の項目を入力します。

【団の基本情報】

団名称、結成年月日を入力します。

【団の活動に関する情報】

活動頻度、育成母集団の有無、総合型クラブとの連携、施設、傷害保険加入、種目を 選択又は入力します。

【指導者】

前年度登録者は入力済み、新規登録者は、「新規作成」ボタンから新規に作成します。 詳細は③指導者の登録を確認してください。

【団員】

平成 27 年度以前の団員情報は入力されていません。「新規作成」ボタンから作成しま す。

【代表者住所、送付先住所】

指導者情報の「代表者」「送付先」にチェックを入れると自動的に反映されます。

【今回登録者数、登録料】

入力された指導者数、団員数により自動的に計算されます。

③指導者の登録

【指導者の情報】を入力します。

・更新登録の場合

表示されている氏名を選択し、住所等内容を確認してください。『今年度登録』欄が更 新又は新規となっている方が今回登録者となります。 ・新規登録の場合

登録指導者が表示されている枠の下部にある「新規作成」ボタンを押し、新たな指導 者情報を入力してください。

なお、前年度に認定員養成講習会を受講した新規で登録する指導者は、認定番号が入 力されていないため『認定番号』欄にある、『前年度講習会受講済』のチェックボック スにチェックを入れてください。なお、『所属先』『認定番号』の変更はできません。

④団員の登録

【団員の情報】を入力します。

なお、『所属先』『認定番号』(ジュニアリーダー、シニアリーダー)の変更はできません。

⑤入力完了

全ての入力が完了したら、「更新」ボタンを押してください。その後「メニューへ」のボ タンを押します。

⑥登録申請

メニュー画面の「登録」ボタンを押します。

⑦スポーツ少年団登録確認

登録申請内容が表示されますので、内容に間違いがないか確認し、ページ下部にある「確認」ボタンを押してください。

⑧最終確認画面

「登録申請」ボタンを押すと市区町村スポーツ少年団に登録申請されます。 ※「登録申請」ボタンを押した後は、指導者・団員に関する情報の変更及び追加登録を行 う事はできません。

⑨登録料請求メールの受信

登録申請が受理された場合、市区町村スポーツ少年団からシステム上に入力されたメー ルアドレスに登録料請求メールが届きます。

⑩登録料の支払い

市区町村スポーツ少年団が指定する方法により、登録料を支払ってください。

⑪登録完了

登録料の支払いが確認できましたら、市区町村スポーツ少年団から登録確認メールが届 きます。

4. 市区町村スポーツ少年団の登録手続き

(市区町村スポーツ少年団登録手続きの流れ参照)

市区町村スポーツ少年団の登録手続きは、以下の流れで進みます。

' 	①スポーツ少年団登録システムにログイン→②市区町村スポーツ少年団情報を修正→
I I	③単位団登録申請の受付・登録料受領→④都道府県スポーツ少年団へ登録申請→
I	⑤登録料請求メール受信→⑥登録料の支払→⑦登録完了
۱ س	

①スポーツ少年団登録システムにログイン

スポーツ少年団システム(<u>https://www.jjsa-entry.jp</u>)にアクセスし、2 月頃に日本スポ ーツ少年団から通知されるユーザー名とパスワードを利用し、ログインします。

②市区町村スポーツ少年団情報を修正

②-1市区町村スポーツ少年団情報入力

トップ画面から「市区町村」欄の「修正」ボタンを押し、市区町村スポーツ少年団修正 画面で以下の項目を入力します。

【基本情報】

市区町村名、本部長名、事務担当者名、今年度登録(市区町村スポーツ少年団の登録 状況)を入力します。

【所在地】

住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレスを入力します。入力したメールアドレス には、都道府県からの登録手続きに関する案内が届くので注意してください。

【登録役職員】

前年度登録者は入力済み、新規登録の際は、「新規作成」ボタンから新規に作成します。 詳細は②-2 登録役職員を確認してください。

【今回登録者数、登録料】

入力されている指導者数、団員数により自動的に計算されます。

- 2-2 登録役職員
 - ・更新登録の場合

表示されている氏名を選択し、住所等内容を確認してください。『今年度登録』欄が更 新又は新規となっている方が今回登録者となります。

新規登録の場合

登録役職員が表示されている枠の下部にある「新規作成」ボタンを押し、新たな役職 員情報を入力してください。 ②-3 役職員新規登録(単位団に登録していない役職員を登録する場合)

「新規登録」ボタンを押し、必要情報を入力し登録します。

- ②-4 指導者から検索して役職員を登録(同市区町村内の単位団登録者から登録する場合) 「指導者から検索」ボタンを押して指導者を検索し、登録します。
- ②-5 全ての入力が完了したら、「更新」ボタンを押してから、ページの下部にある「戻る」 ボタンを押してメニュー画面に戻ります。

③単位団登録申請の受付

・登録料受領

③-1登録料の振込先の設定

トップ画面から「登録料」欄の「単位団」ボタンを押し、登録料及び受領方法の設定を 行います。銀行振込、現金の受領など選ぶことができます。

③-2、③-3申請状況の確認・編集

トップ画面上部にある「申請状況確認」ボタンを押すと「単位スポーツ少年団更新申請 一覧」が表示されます。このページで、単位団からの登録申請状況を確認します。登録申 請状況(「未申請」「申請中」「入金待ち」「登録」)がステータス欄に表示されます。

ステータス欄は、自動で更新されますが、ステータスを「登録」に変更するときのみ手 動で更新します。

「ステータス」欄の表示内容について

- ・未申請・・・単位団からの登録申請が無い状況です。申請期限までに申請されない場合は、
 登録更新の有無についてご確認をお願いします。
- ・申請中・・・単位団から登録申請されている状況です。単位団名称をクリックし、申請内容 を確認してください。登録を受理する場合は、ページ下部の「確認」ボタン を押し、登録料の請求を行います。登録料請求メールが自動的に作成されま すので、必要事項を追記し送信してください。
- ・入金待ち・・・単位団に登録料を請求した状況を示しています。入金期限までに登録料が支 払われない場合は、督促をしてください。
- ・登録・・・登録料の入金が確認できたら、「編集」ボタンを押し、ステータスの変更を手動 で行います。登録料受領確認メールが自動的に作成されますので、必要事項を 追記し送信してください。

※平成27年度から単位団には原則として2名以上の有資格指導者の登録が義務付けられて おりますが、有資格指導者が1名のみの場合は都道府県スポーツ少年団の指示に従い、登 録の可否を決めてください。登録を認める場合は、登録を受理し、通常と同じ手続きを行 ってください。

登録手続きが完了した単位団に対しては、登録認定物品を配付してください。

④都道府県スポーツ少年団へ登録申請

メニュー画面から、都道府県スポーツ少年団に登録を申請する「市区町村」の「登録」 ボタンを押します。

④-1市区町村スポーツ少年団登録確認

登録申請内容が表示されますので、内容に間違いが無いか確認し、ページ下部にある「確認」ボタンを押してください。

④-2 最終確認画面

「登録申請」ボタンを押すと都道府県スポーツ少年団に登録申請されます。

⑤登録料請求メールの受信

登録申請が受理された場合、システム上に入力されたメールアドレスに登録料請求メー ルが届きます。

⑥登録料の支払い

都道府県スポーツ少年団が指定する方法により、登録料を支払ってください。

⑦登録完了

登録料の支払いが確認できましたら、都道府県スポーツ少年団から登録確認メールが届 きます。

5. 都道府県スポーツ少年団の登録手続き

(都道府県スポーツ少年団登録手続きの流れ参照)

①スポーツ少年団登録システムにログイン→②都道府県情報を入力・修正→

③市区町村登録申請の受付・登録料受領→④日本スポーツ少年団へ登録申請→

| ⑤登録料請求メール受信→⑥登録料の支払→⑦登録完了

①スポーツ少年団登録システムにログイン

スポーツ少年団システム (<u>https://www.jjsa-entry.jp</u>) にアクセスし、2 月頃日本スポー ツ少年団から通知されるユーザー名とパスワードを利用し、ログインします。

②都道府県情報を修正

②-1都道府県情報入力

トップ画面から「都道府県」欄の「修正」ボタンを押し、都道府県スポーツ少年団修正 画面で以下の項目を入力します。

【基本情報】

都道府県、本部長名、事務担当者名、今年度登録(都道府県スポーツ少年団の登録状況)を入力します。

【所在地】

住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレスを入力します。メールアドレスには、日本スポーツ少年団から登録手続きに関する案内が届くので注意してください。

【登録役職員】

前年度登録者は入力済み、新規登録の際は、「新規作成」ボタンから新規に作成します。 詳細は②-2 登録役職員を確認してください。

【今回登録者数、登録料】

入力されている指導者数、団員数により自動的に計算されます。

- 2-2 登録役職員
 - ・更新登録の場合

表示されている氏名を選択し、住所等内容を確認してください。『今年度登録』欄が更 新又は新規となっている方が今回登録者となります。

・新規登録の場合

登録役職員が表示されている枠の下部にある「新規作成」ボタンを押し、新たな役職 員情報を入力してください。

②-3 役職員新規登録(市区町村、単位団に登録していない役職員を登録する場合)「新規登録」ボタンを押し、必要情報を入力し登録します。

②-4 指導者から検索して役職員を登録(都道府県内の登録者から登録する場合)

「指導者から検索」ボタンを押して役員あるいは指導者を検索し、登録します。

②-5 全ての役職員の入力が完了したら、ページの下部にある「戻る」ボタンを押してメニ ユー画面に戻ります。

③市区町村スポーツ少年団からの登録申請の受付・登録料受領

③-1登録料・振込先の設定

トップ画面から「登録料」の「市区町村」ボタンを押し、登録料及び受領方法の設定を 行います。

③-2、③-3 申請状況の確認・編集

トップ画面上部にある「申請状況確認」ボタンを押すと「市区町村スポーツ少年団更新 申請一覧」が表示されます。このページで、市区町村スポーツ少年団からの登録申請状況 を確認します。登録申請状況(「未申請」「申請中」「入金待ち」「登録」)がステータス欄に 表示されます。

ステータス欄は、自動で更新されますが、ステータスを「登録」に変更するときのみ手 動で更新します。

「ステータス」欄の表示内容について

- ・未申請・・・市区町村スポーツ少年団からの登録申請が無い状況です。申請期限までに申請 されない場合は、登録更新の手続き状況についてご確認をお願いします。
- ・申請中・・・市区町村スポーツ少年団から登録申請されている状況です。市区町村スポーツ 少年団名称をクリックし、申請内容を確認してください。登録を受理する場 合は、ページ下部の「確認」ボタンを押し、登録料の請求を行います。登録 料請求メールが自動的に作成されますので、必要事項を追記し送信してくだ さい。
- ・入金待ち・・・市区町村スポーツ少年団に登録料を請求した状況を示しています。入金期限 までに登録料が支払われない場合は、督促をしてください。
- ・登録・・・登録料の入金が確認できたら、「編集」ボタンを押し、ステータスの変更を手動 で行います。登録料受領確認メールが自動的に作成されますので、必要事項を 追記し送信してください。

④日本スポーツ少年団へ登録申請

メニュー画面から「都道府県」の「登録」ボタンを押します。

④-1都道府県スポーツ少年団登録確認

登録申請内容が表示されますので、内容に間違いが無いか確認し、ページ下部にある「確認」ボタンを押してください。

④-2 最終確認画面

「登録申請」ボタンを押すと日本スポーツ少年団に登録申請されます。

⑤登録料請求メールの受信

登録申請が受理された場合、システム上に入力されたメールアドレスに登録料請求メー ルが届きます。

⑥登録料の支払い

日本スポーツ少年団からの指示に従い、登録料を支払ってください。

⑦登録完了

登録料の支払いが確認できましたら、日本スポーツ少年団から登録確認メールが届きます。

6. よくあるご質問

Q. システムの利用方法が分からないのですが。

A. システムのマニュアルをお読みいただいても分からない場合は、本システム専用の問 合せ窓口を設置する予定ですので、そちらにお問い合わせください。なお、問合せ受 付時間以外は、メール (jjsa@japan-sports.or.jp) にお問い合わせいただければと思い ます。

Q. 紙ベースでの登録はできないのですか。

A. 全て Web 登録による手続きとなります、登録用紙の配付は行いません。

Q. 代表指導者がインターネットを使えません。

A. 代表指導者住所又は送付先住所に「ユーザー名」「パスワード」が送付されますので、 それを用いて、代表指導者以外の指導者や育成母集団、保護者の方々の中でインター ネットを使用できる方に手続きいただくようお願いいたします。なお、システム内に は、当該スポーツ少年団の指導者、団員の個人情報が含まれていますので、取扱いに は充分にご注意ください。

Q. 有資格指導者が2名以上いないと登録できないのですか。

A. 有資格指導者が0名の場合は登録できません(新規団を除く)。1名の場合は、都道府県スポーツ少年団が認めた場合に限り、登録することが可能です。その場合は、市区町村において、都道府県スポーツ少年団の指示に従い登録申請の可否をご判断ください。

Q. 登録手続きの締切日は変わらないのですか。

A. Web 登録を行うことにより、登録手続きの事務処理が早くなると考えています。平成
 28 年度の手続き状況を踏まえ、単位団からの登録手続き締切日の延長等について 29 年度以降に検討いたします。

Q.「ユーザー名」と「パスワード」を紛失してしまいました。

A. 紛失した場合は、速やかにそれぞれの登録申請先(単位団であれば市区町村スポーツ 少年団、市区町村スポーツ少年団であれば都道府県スポーツ少年団)にご連絡ください。ユーザー名とパスワードを再発行いたします。

Q. スポーツ少年団指導者資格の情報が更新されていません。

A. 講習会受講後すぐに認定ができない場合があります。申し訳ございませんが、少しお 待ちいただくようお願いいたします。講習会の受講から時間が経過している場合は、 お手数をおかけいたしますが、都道府県スポーツ少年団にお問い合わせください。

Q. 登録申請後、追加登録をしたいのですが、できますか。

A. いったん登録申請した後は、登録システムがロック(更新不可)されます。それぞれの登録申請先(単位団であれば市区町村スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団であれば都道府県スポーツ少年団)にお問い合わせいただき、追加登録を受付けられる期間であれば、追加で登録することが可能です。

システム全般に関するお問合せは以下までご連絡ください。 その他、登録に関するお問合せは所属の都道府県または市区町村スポーツ少年団にお問い

合わせください。

公益財団法人日本体育協会 地域スポーツ推進部少年団課 電話:03-3481-2222 (9:30-17:30、12:00-13:00 を除く) E-mail:jjsa@japan-sports.or.jp